

高齢化の進行やライフスタイルの変化などに伴い、がんや脳血管疾患など生活習慣病が増加する一方、医療技術が急速に進歩するなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の医療に対するニーズも多様化しています。市民が休日、夜間など、いつ病気になつても、どこに住んでいても、受けられる救急時対応の体制づくりを目指します。

【政策を構成する施策】

D-1 救急時対応の充実

現在、県内では医師不足が懸念されており、精神科・小児科・産婦人科の受診ができない地域が出ています。本市では、ほとんどの診療科があり、外来受診、入院が可能です。

市民の命と安全を守るため、関係機関との連携体制を充実、強化し、救急時にいつでもどこでも受診できる体制づくりを推進します。



▲知的障害者が自立生活等に向け、作業訓練等を行う「さんとらっぷ」

市民の生涯にわたる食育推進に向け、家庭や地域、学校、関係団体等がそれぞれの役割を意識しながら、一体となつた食育実践活動を取り組みます。また、地産地消の推進と併せて特色ある施策を講じます。

【政策を構成する施策】

E-1 子どもたちへの食育推進の充実

乳幼児期から望ましい食生活習慣の定着を図ることが重要です。乳幼児健診時に各発達段階に応じた指導、調理実習を通じた食育の展開、地域の食文化伝承の促進などに取り組みます。

E-2 健康づくりを通じた食育推進の充実

健康づくりと生活習慣病予防のために、基本健診の事後指導や健康相談・健康教室を通じて食育を推進します。また高齢者へ配慮した食育、栄養成分表示を見て食品や外食を選ぶ習慣などを提案していきます。

第2章 障害者の生活支援（障害者計画）

【計画の基本目標】

- A 地域生活支援
- B 地域生活への移行支援
- C 保健・医療サービス等の充実
- D 人にやさしいまちづくり

政策A 地域生活支援（障害福祉計画）

平成18年4月1日障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神といった障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。この新たな福祉サービスは、ホームヘルプサービスなどの「介護給付事業」、就労支援などの「訓練等給付事業」、市町村が責任を持つて主体的に実施する「地域生活支援事業」の3つの体系からなります。

「訓練等給付事業」、市町村が責任を持つて主体的に実施する「地域生活支援事業」の3つの体系からなります。

政策B 地域生活への移行支援

障害者（児）の日中の活動の場を確保する場が必要です。市内の法人等に整備を働きかけるとともに、運営に協力できるボランティアグループの養成にも努めています。

A-16 身体障害者更生訓練費支給事業

身体障害者更生援護施設に入所し、就労あるいは自立の更生訓練を受けている人に

対し、社会復帰を支援する方策の一助として、更生訓練費を支給します。

A-17 日中一時支援事業

障害者（児）の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護の一時的な負担軽減を図るために、障害者（児）の日中一時預かり事業をすすめています。特に児童生徒の放課後および長期休業期間中の一時預かりに対する要望が多くなっています。中預かり事業を展開しています。

政策C 地域生活への移行支援

国的精神保健福祉施策の基本的方向として、現在35万床以上となつてきる精神科病床数を、今後10年間で約7万の減床に取り組むことにしています。

本市での精神障害者の退院可能な者は10人程度と想定されています。また身体・知的障害者の施設長期入所者の退所可能者も3人が見込まれています。自立のための生活訓練や余暇活動を行う移行支援施設の整備と居住場所の確保、それに加えて地域住民の支援が何よりも必要となります。



▲調理実習などを開催し、子どもたちに正しい食生活の指導を図ります